

平成 19 年 2 月 19 日

商 工 観 光 部

盛岡市産学官連携研究センター条例の制定について

1 制定の趣旨

技術の高度化による産業の振興を図るため、国立大学法人岩手大学と市との連携により新技術又は新製品を開発しようとする企業等を支援する施設として、産学官連携研究センターを設置するとともに、当該施設の管理に関し必要な事項を定めるもの。

2 内容

(1)設置

名 称	位 置
盛岡市産学官連携研究センター	盛岡市上田四丁目3番5号

(2)開館時間

午前9時から午後6時まで。研究開発室及び事業化支援ブースは、午前零時から午後12時まで。

(3)休館日

- ・日曜日及び土曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・12月29日から翌年の1月3日までの日
- ・研究開発室及び事業化支援ブースは、休館しないものとする。

(4)入居資格

- ・新技術、新製品の開発を行おうとするもので、岩手大学と共同研究を実施する者。
- ・岩手大学の研究成果を基に、新たな企業の創出をしようとする者、又は創出した者。
- ・その他、センターの機能の補完に寄与すると認められる者。

(5)入居期間

研究開発室は原則3年以内で、最長5年まで入居可能。

事業化支援ブースは原則1年以内で、最長2年まで入居可能。

(6)使用料

別表のとおり。

(7)入居審査及び入居の決定

指定管理者の内部で入居審査委員会を設置し、指定管理者が決定。なお、第1回目の公募は4月中旬に行う予定であるが、指定管理者決定前のため、市長が入居者を決定する。

(8) 指定管理者

公募をしない指定管理者制度により、岩手大学に施設の管理運営を委託する。

○別表（使用料金表）

区 分		使用料（月額）
研究開発室	102号室, 202号室から206号室, 214号室から217号室, 302号室から304号室, 312号室から315号室	41,000円
	101号室, 201号室, 301号室	44,500円
	213号室, 311号室	46,500円
	208号室, 209号室, 306号室, 307号室	47,000円
	211号室, 212号室, 309号室, 310号室	47,500円
	207号室, 210号室, 305号室, 308号室	71,000円
事業化支援ブース	(1ブースにつき) 15,000円	
会議室	無料	

3 施行日等

平成19年8月1日から施行する。ただし、入居者の公募及び指定管理者の指定手続きに係る規定については、条例交付の日から施行する。

4 その他

盛岡市産学官連携研究センターは、経済産業省の補助事業により建設しているものであるが、今年度、国の補助制度改正に伴い、補助金交付決定時期が大幅に遅れたことから、発注時期が当初計画から予定していた6月から8月にずれ込み、平成18年8月8日に受注者と建築主体工事の請負契約を締結した。（電気設備工事、機械設備工事は、平成18年8月17日契約）

工程の調整等により年度内完成を目指したが、年度内完成は困難であると判断し、予算繰越について国との協議を行い、昨年12月に内諾を得たことから、当センターの設置条例案とともに、当センター整備事業に係る予算の一部繰越について、議会に提案することとしている。

また、予算繰越に係る議決後、工事請負契約の変更（工期延長）を行うこととしている（変更後の工期：平成19年6月15日まで）